

税のお知らせ

10月の納税等

村民税／第3期
国民健康保険税／第4期
後期高齢者医療保険料／第4期
保育料／10月分
納期限／10月31日(木)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付書にe-LIQRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジツト納付)を利用して納付が可能です。また、e-LIQRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替の利用もできます。

住民税の年金特徴(年金からの天引き)について

4月1日現在65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。

年金からの特別徴収がされる時

期、金額等は、次の表を参考にしてください。

ただし、令和6年度の住民税においては、定額減税が実施されているため、金額が表の算出方法と異なる場合があります。

年金から特別徴収される税額は毎年6月上旬に発送する納税通知書でお知らせいたしますので、ご確認ください。

本年度より年金から特別徴収が開始された人

徴収方法	普通徴収(自分で納付)	年金から特別徴収(天引き)
	6月 8月	10月 12月 2月
算出方法	それぞれ年税額の1/4	それぞれ年税額の1/6

昨年度、年金から特別徴収されている人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
算出方法	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分した税額			それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額		

問合せ先

総務部税務課

空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)
 ●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会
 ☎052-1522-12567



警察からのお知らせ

けいさつだより



飛鳥村内犯罪状況 (令和6年7月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
7月	0	0	0	0	0
1～7月	3	0	0	1	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
7月	0	0	0	0	0
1～7月	1	0	1	0	1
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
7月	0	0	0	0	
1～7月	5	0	0	0	